

特定非営利活動法人  
八戸市サッカー協会

基本規程



# 第1章 総則

## 第1条〔目的〕

本規程は特定非営利活動法人八戸市サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

## 第2条〔一般社団法人青森県サッカー協会・八戸市スポーツ協会への加盟〕

1. 本協会は、八戸市を代表する唯一の団体として一般社団法人青森県サッカー協会（以下「(一社)青森県サッカー協会」という。）及び八戸市スポーツ協会に加盟する。
2. 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

## 第3条〔加盟団体及び選手等〕

次の団体及び個人は本協会及び(一社)青森県サッカー協会の決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

- (1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）  
本規程第6章第2節に定める加盟チーム
- (2) 本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）
  - ① 加盟チームの選手・監督・コーチ
  - ② 審判
  - ③ 加盟団体の代表者
  - ④ 本協会及び加盟団体の役員その他の関係者

## 第4条〔遵守事項〕

1. 加盟団体及び選手等は、公益財団法人日本サッカー協会（以下(公財)日本サッカー協会」という。）が定めるサッカー競技規則並びにフットサル競技規則・ビーチサッカー競技規則を遵守しなければならない。
2. 加盟団体及び選手等は、フェアプレー、スポーツマンシップの原則に忠実でなければならない。

# 第2章 事業

## 第5条〔事業の種類〕

本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカー教室の開催事業
- (2) サッカーに関する大会・イベントの開催事業
- (3) サッカー指導者の育成事業
- (4) サッカー選手・指導者・クラブの登録・管理事業
- (5) スポーツ管理施設の管理・運営事業
- (6) サッカーに関する情報提供事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

# 第3章 会 員

## 第6条〔種別〕

この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

## 第7条〔入会〕

- 1. 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2. 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3. 会長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

## 第8条〔入会金及び会費〕

会員は次に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金
  - 正会員（個人・団体） 10,000円
  - 賛助会員（個人・団体） 10,000円
- (2) 年会費
  - 正会員（個人・団体） 10,000円
  - 賛助会員（個人） 一口5,000円 一口以上
  - 賛助会員（団体） 一口5,000円 二口以上

## 第9条〔会員の資格の喪失〕

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員本人の死亡又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由がなく継続して会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

## 第10条〔退会〕

会員は、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

## 第11条〔除名〕

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

## 第12条〔抛出金品の不返還〕

既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

# 第4章 総会

## 第13条〔種別〕

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

## 第14条〔構成〕

総会は正会員をもって構成する。

## 第15条〔機能〕

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費の額に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

## 第16条〔開催〕

1. 通常総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 第26条第4号の規定により監事から招集があったとき

## 第17条〔招集〕

1. 総会は、前条第2項第3号を除いて会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するには、会議の目的、日時、場所及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## 第18条〔議長〕

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

## 第19条〔定足数〕

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

## 第 20 条〔議決〕

1. 総会における議決事項は、第 17 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 21 条〔表決権等〕

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び定款の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第 22 条〔議事録〕

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名又は記名、押印しなければならない。

# 第 5 章 組織

## 第 1 節 役員等

### 第 23 条〔役員の種類及び定数〕

1. 本協会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事：3 名以上 15 名以内
  - (2) 監事：1 名以上 5 名以内
2. 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。

### 第 24 条〔役員を選任〕

1. 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は理事の互選による。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について配偶者もしくは3等親以内の親族が一人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねることはできない。

#### 第25条〔理事の職務及び権限〕

1. 会長は本協会を代表しその業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事会の決議にもとづき日常会務の執行を統括する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、専務理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
5. 常任理事は、常任理事会を構成し重要事項の審議、企画、立案を行い理事会へ諮る。
6. 理事は、理事会を構成し定款の定め及び総会又は理事会の議決にもとづき本協会の業務の執行を決定する。

#### 第26条〔監事の職務及び権限〕

監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規程による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所管庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について理事に意見を述べもしくは理事会並びに常任理事会の招集を請求すること。

#### 第27条〔役員任期等〕

1. 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
2. 前項の規程に関わらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を慎重する。
3. 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。
4. 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
6. 役員は、その就任時に満70歳未満でなければならない。  
但し、総会において承認された者は、この限りではない。

## 第 28 条〔役員解任〕

役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 4 分 3 以上の多数による議決によって解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

## 第 29 条〔役員報酬等〕

1. 役員は、その総数 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 30 条〔特任理事〕

1. 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事を若干名を置くことができる。
2. 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
3. 特任理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
4. 補欠又は増員により選任された特任理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第 31 条〔名誉役員〕

1. 本協会に名誉役員を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉顧問、顧問、名誉会員とする。
3. 名誉役員は、総会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
4. 名誉役員は会長及び理事会の諮問に応じる。

# 第 2 節 理事会

## 第 32 条〔構成〕

理事会は、理事をもって構成する。

## 第 33 条〔機能〕

理事会は、定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

## 第 34 条〔理事会の開催〕

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的な方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 26 条第 5 号の規程により、監事から招集の請求があったとき。

#### 第 35 条〔理事会の招集及び議長〕

1. 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。
3. 会長は前条第 2 号及び第 3 号の規程による請求があつたときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
4. 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 36 条〔定足数〕

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### 第 37 条〔議決〕

1. 理事会における議決事項は第 35 条第 4 項の規程によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第 38 条〔表決権等〕

1. 各理事の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については理事会に出席しものとみなす。

#### 第 39 条〔議事録〕

1. 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所。
  - (2) 理事総数及び出席者数・出席者氏名（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては数を付記すること。）
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

#### 第 40 条〔常任理事会〕

常任理事会の運営に関する必要な規程は会長がこれを定める。



## 第3節 専門委員会

### 第41条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。尚、必要に応じて他の専門委員会も置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 第1種社会人委員会
- (5) 第1種大学高専委員会
- (6) 第2種委員会
- (7) 第3種委員会
- (8) 第4種委員会
- (9) 女子委員会
- (10) シニア委員会
- (11) キッズ委員会
- (12) フットサル委員会（ビーチサッカー含む）
- (13) クラブユース委員会
- (14) 市内リーグ委員会

### 第42条〔組織及び委員〕

1. 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 各専門委員会の委員長及び委員は、各専門委員会の互選により選任し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

### 第43条〔委員の任期〕

1. 各専門委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

### 第44条〔招集・議長〕

1. 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
2. 各専門委員会の招集は、各委員会に対し会合の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

### 第45条〔所管事項〕

1. 各専門委員会の所管事項は、各専門委員会の規則で定める事項とする。
2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問を持たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

#### 第46条〔委員長の権限〕

1. 各専門委員会の委員長は次の権限を有する。
  - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
  - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

#### 第47条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連携をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

#### 第48条〔部会〕

各専門委員会は、その所管事項に関して、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

#### 第49条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

## 第4節 事務局

#### 第50条〔事務局〕

1. 本協会の事務を処理するため、本協会に事務局を置く。
2. 事務局には事務局長及びその他の有給の職員を置くことができる。
3. 職員の任免は会長が行う。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第6章 加盟団体

### 第1節 総則

#### 第51条〔定義〕

次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

##### 加盟チーム

- (1) (公財)日本サッカー協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの。
- (2) 市内リーグ加盟チームについては、市内リーグに加盟した時点で本協会に加盟したものとする。

## 第2節 加盟チーム

### 第52条〔種別〕

加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- ① 第1種（社会人）
- ② 第1種（大学・高専）
- ③ 第2種（高校・クラブ）
- ④ 第3種（中学校・クラブ）
- ⑤ 第4種（小学校・クラブ）
- ⑥ 女子（一般・大学・高校・中学・クラブ）
- ⑦ シニア（40代・50代・60代）
- ⑧ フットサル（社会人・女子一般）
- ⑨ 市内リーグ

### 第53条〔加盟負担金〕

本協会に加盟するチームは、次に定める負担金を、本協会に納付しなければならない。  
負担金の金額は下記のとおりとする。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① 第1種（社会人）        | 17,000円            |
| ② 第1種（大学・高専）      | 17,000円            |
| ③ 第2種（高校・クラブ）     | 12,000円            |
| ④ 第3種（中学校・クラブ）    | 10,000円            |
| ⑤ 第4種（小学校・クラブ）    | 10,000円            |
| ⑥ 女子（一般・大学）       | 17,000円            |
| ⑦ 女子（高校）          | 12,000円            |
| ⑧ 女子（中学）          | 10,000円            |
| ⑨ シニア（40・50・60）   | 17,000円            |
| ⑩ フットサル（社会人・女子一般） | 17,000円            |
| ⑪ 市内リーグ           | リーグ規則によるチーム及び個人登録料 |

## 第7章 資産及び会計

### 第54条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 本規程第53条に掲げる加盟チーム負担金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

#### 第 55 条〔資産の管理〕

この法人の資産は、会長が管理しその方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第 56 条〔会計の原則〕

この法人の会計は特定非営利活動法人促進法の原則に従って行うものとする。

#### 第 57 条〔事業計画及び予算〕

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し総会において議決を経なければならない。

#### 第 58 条〔暫定予算〕

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第 59 条〔事業報告及び決算〕

この法人の決算に関する書類は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書・活動計画書・貸借対照表及び財産目録等として作成し監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の議決を得なければならない。

#### 第 60 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 61 条〔長期借入金〕

この法人が資金の借り入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 競技

#### 第 62 条〔目的〕

八戸市内において開催される競技会及び競技会の組織並びに運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

#### 第 63 条〔定義〕

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催  
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同開催（共催）  
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管  
試合等の運営の委託を受けて実施すること
- (4) 後援  
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(5) 協力

他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 特別協賛（冠協賛）

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を試合等の名称に使用する権利を得ること

(7) 協賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

第 64 条〔競技会の主催等〕

1. 本協会は、各専門委員会等から申請され理事会が承認した競技会を主催する。
2. 前条の定義による大会を開催する場合は、本協会へ申請し承認されなければならない。

第 65 条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「八戸市サッカー協会」を使用することはできない。

## 第 9 章 会旗及び標章

第 66 条〔会旗・標章〕

本協会の会旗・標章は、別紙図面のとおりにする。

第 67 条〔会旗・標章の使用〕

本協会の会旗は、特定非営利活動法人八戸市サッカー協会の会旗として使用する。

第 68 条〔会旗・標章の使用制限〕

1. 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。
2. 会旗又は、標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請を提出しなければならない。
3. 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

## 第 10 章 表彰

第 69 条〔表彰〕

本協会の発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表すことを目的として表彰を行う。

#### 第70条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、名誉会員
- (2) 加盟チーム及びその役員、選手
- (3) 審判員
- (4) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

#### 第71条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として長年協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) 選手として全国大会・東北大会等に出場しチームに貢献したとき
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき

#### 第72条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

#### 第73条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

#### 第74条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

## 第11章 懲罰

#### 第75条〔懲罰〕

本協会は、加盟団体及び選手等に対し、懲罰事案等を（一社）青森県サッカー協会に諮問しその裁定に従うものとする。

## 第12章 改正

#### 第76条〔改正〕

本規程の改正は、総会の決議を経て、これを行う。

## 第 1 3 章 附則

1. 八戸市サッカー協会創立日 1948 年（昭和 23 年）4 月 1 日
2. 特定非営利活動法人認証日 2015 年（平成 27 年）7 月 15 日
3. 特定非営利活動法人登記日 2015 年（平成 27 年）7 月 30 日
4. 本規程は、2015 年（平成 27 年）8 月 1 日から施行する。

改正 2017 年（平成 29 年）5 月 12 日

改正 2018 年（平成 30 年）4 月 24 日

改正 2020 年（令和 2 年）4 月 28 日

改正 2023 年（令和 5 年）4 月 28 日